

建物除却後における災害防止対策の概要説明書（認定申請時用）

建物除却後の災害防止対策について

（該当する方にチェックをしてください。）

がけ上等にある場合（敷地が2 m以上のがけ上にある場合）

除却後のがけが崩壊しないように、敷地内に雨水などの浸水防止措置を行い、また、道路側溝等に適切に排水できる措置を行います。

上記記載について、「補助金交付申請」の際には、「災害防止対策図」又は措置に関する詳細事項を記入した「建物除去後における災害防止対策計画書（交付申請時）」を提出します。

がけ上ではない場合

除却後、敷地内の土砂及び雨水等が隣地又は道路などに流出しないように、道路側溝等に適切に排水できる措置を行います。

上記記載について、「補助金交付申請」の際には、「災害防止対策図」又は措置に関する詳細事項を記入した「建物除去後における災害防止対策計画書（交付申請時）」を提出します。

上記の内容について理解した上で、呉市危険建物除却促進事業の補助金の交付を受ける場合は、上記の災害防止対策を行います。

令和 年 月 日

申請者
